

特定事業許可申請書等作成要領

1 特定事業許可申請書（別記様式第2号）記載要領

提出部数は、2部とする。申請書類は正本1通の他は写しでよい。

申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

（1）特定事業場の位置

特定事業場の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能）

（2）特定事業場及び特定事業区域の面積

実測の求積図等を添付すること。

（3）特定事業に供する施設の設置計画

1/500程度でA1又はA2の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。
（土砂の搬入路、排出溝及び排水枡等（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）等の施設の位置を明示すること。）

ただし、事務所を特定事業場以外に設置する場合は、事務所の位置を示す住所地図及び賃貸借契約書等の使用権原を証する書類を添付すること。

（4）現場管理責任者の氏名

施行規則第16条の2に規定する現場管理責任者の責務を遂行できる者を任ずること。

（5）特定事業に使用される土砂等の量

土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの予定量の合計に概ね合致すること。

（6）特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載すること。

ただし、特定事業区域の土地が自ら所有でない場合は、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあっては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあっては、許認可等（許可前にあっては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。又この場合土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間とする。

（7）特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

別表2に掲げる構造のとおりとし、事業の前後の構造が判別できる1/500

程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

- (8) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。搬入土砂等の区分は、参考の条文（建設省通知）を参照のこと。

- (9) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

1 / 500 程度の平面図に特定事業区域の傾斜等がわかるよう表示するとともに、排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載するとともに、特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法を記載した図面とする。

- (1 0) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域へ当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

1 / 500 程度の平面図に、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法を記載した図面とする。

【添付書類関係】

- (1 1) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）3 月以内に発行したものに限る。

- (1 2) 特定事業場の位置図

1 / 50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

- (1 3) 特定事業場の付近の見取図

1 / 500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

- (1 4) 特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。（原則として 1 / 250 ~ 1 / 500 の図面とする。）

- (1 5) 特定事業場の土地の登記事項証明書

3 月以内に発行したものに限る。

- (1 6) 特定事業場の公図の写し

特定事業区域を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、謄写者を記載すること。

- (1 7) 特定事業区域内土地使用同意書

特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申

請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。

なお、申請者は土地所有者に対し、特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明のうえ、同意を得ること。

- (1 8) 申請者が条例第 5 条第 1 項第 1 号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面

「別紙 (規則第 4 条関係)」を参考に作成し、申請書に添付する。

- (1 9) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等

申請者が条例第 5 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者又は規則第 4 条の 3 第 8 号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍及び住所を記載した書面

申請者が法人である場合には、条例第 5 条第 1 項第 1 号キに該当する役員又は規則第 4 条の 3 第 9 号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者に規則第 4 条の 2 で規定する使用人又は規則第 4 条の 3 第 6 号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

上記 から については、「別紙 (4 条関係)」を参考に作成し、申請書に添付する。

- (2 0) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面 (別記様式第 3 号)

土砂等の埋立て等によって生じる粉じん、騒音、振動等による防除措置について具体的に記載すること。(例 : 散水車による、場内走行速度 5 k m / h 以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限 等)

- (2 1) 構造安定計算書

規則第 5 条(別表第 2)の構造上の基準について、必要に応じて添付する。
なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験検査結果も添付すること。

- (2 2) 擁壁を用いる場合の断面図及び背面図

参考の条文「宅地造成規制法施行令」のとおり構造とし、図面は 1/50 程

度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。

- (2 3) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し(提出先の受付印のあるものに限る。)とする。

- (2 4) その他

- ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

2 特定事業(一時たい積事業)許可申請書(別記様式第4号)記載要領

提出部数は、2部とする。申請書類は正本1通の他は写しでよい。

申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

- (1) 特定事業場の位置

特定事業場の地番を全て記載すること。(別紙で記載することも可能)

- (2) 特定事業場及び特定事業区域の面積

実測の求積図等を添付すること。

- (3) 特定事業に供する施設の設置計画

1/500程度でA1又はA2の大きさに図面を作成しその位置を明示すること。
(土砂の搬入路、排出溝及び排水枡等(特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。)等の施設の位置を明示すること。)

ただし、事務所を特定事業場以外に設置する場合は、事務所の位置を示す住所地図及び賃貸借契約書等の使用権原を証する書類を添付すること。

- (4) 現場管理責任者の氏名

施行規則第16条の2に規定する現場管理責任者の責務を遂行できる者を任ずること。

- (5) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

- (6) 特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載すること。

ただし、特定事業区域の土地が自ら所有でない場合は、かつ、行政機関の所

有又は管理する土地でない場合にあっては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあっては、許認可等（許可前にあっては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。

- (7) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するため排水を収集する為に必要な措置

1/500 程度の平面図に特定事業区域の傾斜等がわかるよう表示するとともに、排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載するとともに、特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法を記載した図面とする。

- (8) 特定事業に供する土砂等のたい積の構造

別表3に掲げる構造のとおりとし、1/500 程度で土砂等のたい積が最大となった時のたい積の構造を平面図、断面図で示す。

- (9) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は規則第5条の2で定める措置

1/250 程度の平面図及び立面図に、土砂等の区分するための擁壁の設置又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができないような出入り口の構造等の工法を記載すること。

【添付書類関係】

- (10) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）3 月以内に発行したものに限り。

- (11) 特定事業場の位置図

1/50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

- (12) 特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

- (13) 特定事業場の土地の登記事項証明書

3 月以内に発行したものに限り。

- (14) 特定事業場の公図の写し

特定事業区域を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、謄写者を記載すること。

- (15) 特定事業区域内土地使用同意書

特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。

なお、申請者は土地所有者に対し、特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明のうえ、同意を得ること。

(16) 申請者が条例第5条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面

「別紙（規則第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

(17) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等

申請者が条例第5条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍及び住所を記載した書面

申請者が法人である場合には、条例第5条第1項第1号キに該当する役員又は規則第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者に規則第4条の2で規定する使用人又は規則第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

上記 から については、「別紙（4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

なお、第4条の3第6号の市長が別に定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(18) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされ

ていない場合にあつては、申請書の写し(提出先の受付印のあるものに限る。)とする。

(19) その他

ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

3 特定事業変更許可申請書(別記様式第5号)記載要領

提出部数は、2部とする。申請書は正本1通の他は写しでよい。

【申請書関係】

(1) 変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

(2) 期間延長の変更は1年以内とすること。

【添付書類関係】

(3) 変更に係る書類のみを添付すること。

(4) 許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

4 特定事業譲受け許可申請書(別記様式第18号)記載要領

提出部数は、2部とする。申請書は正本1通の他は写しでよい。

【申請書関係】

(1) 譲受けようとする特定事業許可に係る事項について、その内容及び譲受けの理由を記載すること。

【添付書類関係】

(2) 許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面等を添付すること。

(3) 譲受けようとする特定事業に係る許可指令書の写し。

5 土砂搬入届(別記様式第7号)記載要領

提出部数は、1部とする。

(1) 土砂等の採取場所1か所に付き1通作成すること。

(2) 同一採取場所の場合は、5,000m³までごとに1通作成すること。

(3) 土砂等の搬入予定量

1つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,00

0 m³いかであること。

(4) 土砂等の運搬事業者名

業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

(5) 添付書類について

検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

6 - 1 土砂等発生元証明書（別記様式第 8 号）記載要領

土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

提出部数は、1 部とする。

(1) 土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行う事業者となる（一時たい積特定事業場を経由する場合には、一時たい積特定事業場又は埋立て等事業者となる。）

(2) 当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かっこ内に当該発生場所から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(3) 今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（1 度に最高 5 , 0 0 0 m³まで）が記載されていること。

(4) 発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から当該特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

6 - 2 検査試料採取調書（別記様式第 9 号）記載要領

実際に検査試料の採取を行ったものが記載するものであること。

提出部数は、1 部とする。

(1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

(2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。（施行規則第 8 条 4 項）

(3) 当該調書に係る計量証明書は、計量法 1 0 7 条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

7 - 1 土砂等管理台帳（別記様式第10号）記載要領

特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

（1）特定事業に使用される土砂等の量

許可申請時に積算した、特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。（変更のあった場合は、変更後の量）

（2）土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等に係るものでない場合は、「 会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

7 - 2 土砂等管理台帳（一時たい積事業用）（別記様式第10号）記載要領

特定事業（一時たい積事業）の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

（1）年間の特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量

許可申請時に積算した、年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。（変更があった場合は、変更後の量）

（2）特定事業場等への搬出

搬出先の直下の欄へは、当該一時たい積場から搬出する場所を記載すること。

搬出先に対応する各日付け欄へは、1日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

8 特定事業状況報告書（別記様式第12号）記載要領

当該報告書には、土砂等管理台帳（別記様式第10号）の写しを添付すること。

提出部数は、1部とする。

（1）特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

（2）今回の報告量

報告に係る期間（6月間）に搬入された量を記載すること。

（3）累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

9 特定事業（一時たい積事業）状況報告書（別記様式第13号）

当該報告書には、土砂等管理台帳(一時たい積事業用)(別記様式第1号)の写しを添付すること。

提出部数は、1部とする。

(1) 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、残量が0になっていること。

10 特定事業水質検査等報告書(別記様式第14号)記載要領

当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書(別記様式第9号)及び計量証明書を添付し、施行規則第12条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

提出部数は、1部とする。

(1) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う水質検査は、次の に掲げる項目の区分に応じ、 に定める方法により行わなければならない。(施行規則第10条第1項各号)

別表第1に掲げる項目

土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。別表第1において「平成3年告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法

水素イオン濃度及び浮遊物質 昭和49年告示に定める測定方法

(2) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う地質検査は、施行規則第11条第1項第2号及び第3号の規定により採取・作成された資料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。(施行規則第11条第1項第4号)

(3) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

11 特定事業相続届(別記様式第19号)記載要領

特定事業の許可を受けた者について、相続があった場合に市長に届け

出る。

提出部数は、1部とする。

(1) 相続の事実を証する書面

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本・相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書(共同相続人全員の印鑑登録証明書必要)、相続人の本籍記載の住民票(相続人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し)

当該相続の事実を証する書面は、原本を確認するので、原本を持参すること。

1.2 その他

(1) 特定事業変更届(別記様式第6号)

提出部数は、1部とする。

(2) { 特定事業完了届(別記様式第16号)
特定事業廃止(休止)届(別記様式第17号) }

提出部数は、1部とする。申請書類は正本1通の他は写しでよい。